

令和5年 4月 18日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園
園長 山賀杏子

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額※を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、個別にお問い合わせください。

※ 令和元年10月より3歳以上の利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化事業により0円となっています。

（参考）「法定代理受領」通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。
- ・ 吉野川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第55号）第14条の規定に基づき、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和4年度の実績を御報告するものです。なお、実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

令和4年度の公定価格の額について

認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園における令和4年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知をお願いいたします。

教区標準時間認定(1号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児
教育標準時間	4月	120,690	136,900
	5月	120,690	136,900
	6月	120,690	136,900
	7月	123,440	139,650
	8月	125,140	141,350
	9月	121,970	138,180
	10月	126,390	142,600
	11月	124,840	141,050
	12月	126,390	142,600
	1月	123,450	139,660
	2月	123,450	139,660
	3月	132,440	148,650

保育標準時間認定(2・3号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
保育標準時間	4月	52,370	68,050	114,960	0
	5月	52,370	68,050	114,960	0
	6月	52,370	68,050	114,960	0
	7月	52,320	68,000	114,910	0
	8月	52,300	67,980	114,890	0
	9月	52,320	68,000	114,910	0
	10月	53,920	69,600	116,510	0
	11月	53,920	69,600	116,510	0
	12月	53,870	69,550	116,460	0
	1月	53,800	69,480	116,390	0
	2月	53,800	69,480	116,390	0
	3月	56,730	72,410	119,320	0

保育短時間認定(2・3号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
保育短時間	4月	47,450	63,130	110,040	0
	5月	47,450	63,130	110,040	0
	6月	47,450	63,130	110,040	0
	7月	47,400	63,080	109,990	0
	8月	47,380	63,060	109,970	0
	9月	47,400	63,080	109,990	0
	10月	49,000	64,680	111,590	0
	11月	49,000	64,680	111,590	0
	12月	48,950	64,630	111,540	0
	1月	48,880	64,560	111,470	0
	2月	48,880	64,560	111,470	0
	3月	51,810	67,490	114,400	0

(注) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額である。